

令和7年度大学院奨学生募集要項（留学生を除く）

公益財団法人ウシオ財団

1 楽 旨

本財団の奨学生事業は、研究意欲旺盛で確固たる意志をもって学業につき、品行方正、学業優秀でありながら、経済的理由により就学が困難な学生に対して奨学資金を援助し、もって社会に有益な人材を育成することを目的とします。

2 特 徴

この奨学生の特徴は次の通りです。

- (1) 奨学生は給与とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については本人の自由とします。
- (3) 他の奨学生との併給は、原則として認めません。

但し、独立行政法人日本学生支援機構の返済義務のある奨学生、ならびに研究に直接関係する経費に限定された研究助成との併給は可能です。

3 奨学生の応募資格

本財団の奨学生となるためには、次の条件を満たす者でなければなりません。

(1) 資格

- ① 申込日現在、日本国内の大学院に在学している者。
- ② 令和7年4月1日現在、満30歳以下の者。
- ③ 品行方正、学業優秀でありながら、学費の支弁が困難な者。
- ④ 在学学校長の推薦を受けた者。

(2) 人物

健康で、向学心にとみ、行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者。

(3) 家計

学費の支弁が困難な者。家計支持者の税込年収合計800万円未満を目途とする。

（所得証明書等により各学校で確認してください。）

*家族の収入は、奨学生願書の家族状況年収（税込）欄に明記ください。

(4) 学力

学業優秀にして在学学校長の推薦を受けた者。

目安：GPA2.5以上※日本学生支援機構の算出方法に準拠、優の割合が8割以上)

※(S・A・秀・優の単位数×3+B・良の単位数×2+C・可の単位数×1) ÷ 単位合計数=GPA

(5) 家庭の教育に対する関心度

家庭、特に保護者が、本人の教育に対して十分な关心と理解を持っており、学業をかばにして不本意ながら退学するような懸念のない者。

4 採用人員

大学院生（修士課程・博士課程） 4名程度

5 奨学金の額と給与の方法

(1) 給与金額

大学院生 月額 12万円

(2) 給与の期間

奨学生に採用した年の4月から遡って支給し、正規の最短修業年限の終期迄。

(3) 給与の方法

奨学生は、原則として毎月当月分を直接本人に給与します。

（毎月一定日に、本人名義の預金口座に入金します。）

6 奨学金の休止、停止又は廃止

次のような場合には、その状況に応じ、奨学生の給与を休止、停止、又は廃止することができます。

- (1) 奨学生が休学したとき、又は長期にわたって欠席したとき。
- (2) 奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき。
- (3) 奨学生の学業成績、又は性行が不良となったとき。
- (4) 負傷、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (5) 奨学生として適当でない事実があったとき。
- (6) 在学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (7) 下記 9 奨学生の義務に反するとき。
- (8) その他奨学生としての資格を失ったとき。

7 手 続

(1) 提出書類 **学内選考通過者のみ必要になります。**

- ① 奨学生願書 [本財団指定用紙に本人が記入。緊急連絡先は原則として父母兄弟等で成人を選定のこと。]
- ② 奨学生推薦書 [本財団指定用紙に指導教授が推薦理由を記入のうえ、在学学校長の推薦を受けること。]
- ③ 成績証明書 [原本。大学院生は学部以降全て。原本の取得が困難な場合は成績証明書のコピー又はWEB成績書の印刷でも可。]
- ④ 住民票 [発行後3ヵ月以内のもの。]

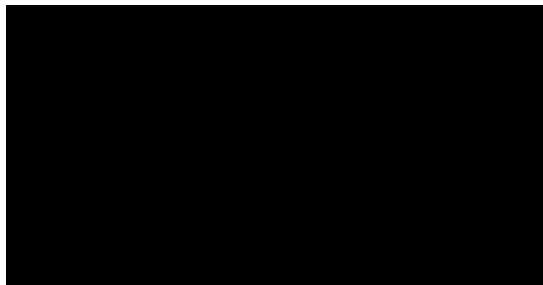
(2) 提出方法

在学校から、本財団事務局宛にご提出ください。

(3) 提出期限 **学内締切4/4**

~~令和7年5月15日（木）（本財団事務局必着）~~

(4) 提出先



8 決定及び通知

- (1) 奨学生の決定は、本財団の奨学生選考委員会にて選考のうえ理事会の決議を経て行い、その結果を書面により在学学校長及び本人に通知します。
- (2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

9 奨学生の義務

(1) 誓約義務

奨学生として採用された場合には、直ちに本財団所定の誓約書（別途送付）を理事長宛提出しなければなりません。

(2) 報告義務

奨学生は、毎月生活状況報告書（日本語）を、また、毎学年終了後には成績証明書を理事長宛提出する義務があります。

なお、財団から別途報告書、レポート等の提出を求められた場合は、遅滞なく納期までに提出しなければなりません。

(3) 出席義務

奨学生のために行う本財団の各行事等については積極的に参加し、奨学生間の意識の高揚、親睦に努める義務があります。

(4) 遵守義務

本財団の奨学金給与規程その他の規程を守り、本財団ならびに在学校の指示に従い、怠りなく必要な手続を行う義務があります。

以上